

# 青森県モデル市町村での高齢者の健康づくり支援事業 企画コンペ実施要領

## 1 目的

モデル市町村（平川市）での高齢者の健康づくり支援事業に係る業務の委託業者を、企画コンペにより選定することとし、下記のとおり必要事項を定める。

## 2 実施方法

公募により事業案を募集し、下記6（2）の審査基準に基づいて、最も優れた提案を行ったと認められる者を、本業務の受託候補者として選考する。

## 3 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- （1）日本国内に本店、支店又は営業所等といった拠点を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （3）青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （4）業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （7）法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

## 4 企画コンペについて

- （1）日時 令和5年5月18日（木）（予定時間）午前10時～正午
- （2）場所 青森県庁北棟2階B会議室
- （3）内容
  - ①1社15分以内で、提出した企画提案書の内容をもとに、提案者によるプレゼンテーションを行う。
  - ②プレゼンテーションの順序は、抽選により予め決定し、事業者へ予定時刻を連絡する。
  - ③プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を設ける。

## 5 企画コンペの参加表明について

企画コンペへの参加を希望する者は、（1）に掲げる書類を提出すること。

- （1）提出書類
  - ①参加申込書（別紙様式1）

## ②企画提案書

- ・表紙を付け、提案者名（事業者名）を記載すること。
- ・A4版横長印刷（カラー印刷可）とし、様式は任意とする。
- ・企画書は、1者につき1案とする。
- ・企画書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとする。

## ③事業実施体制及び作業工程

## ④経費見積書

### (2) 提出方法等

#### ①提出期限

- ア) 参加申込書 令和5年4月28日（金） 午後5時必着
- イ) 企画提案書等 令和5年5月9日（火） 午後5時必着

#### ②提出部数

- ア) 参加申込書 1部
- イ) 企画提案書等 6部（正本1部、写し5部）※電子メールで提出する場合は、データ一式で可。

#### ③提出方法

- ア) 参加申込書 電子メール、ファクシミリ、郵送
- イ) 企画提案書等 電子メール（※）、持参又は郵送（宅配便可）  
※10MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービス等を活用すること。

#### ④提出先

下記「10 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

## 6 審査について

### (1) 審査方法

提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、県職員等で構成する審査員が（2）に定める審査基準に基づき審査する。

### (2) 審査について

- ① 審査員は、審査の観点ア～オに沿って、1点～10点の得点をつける。

審査の観点	
ア	本事業の趣旨を理解し、それに沿った企画・構成内容となっているか。（5点満点）
イ	提案された事業内容が高齢者の介護予防や健康づくりへの意識向上に効果があると思われるものか。 (10点満点)
ウ	提案された効果測定方法は適切であるか。（5点満点）
エ	予算配分はよいか。（5点満点）

- ② 原則として、合計得点が最高位の者を採用する。ただし、合計得点が同点の場合は、審査員協議の上、最優秀提案者を決定する。

### (3) 審査結果

- ①企画コンペの結果については、採否にかかわらず、全ての参加者に後日書面で通知する。
- ②企画案作成に係る経費は、採用・不採用に関わらず支給しない。

## 7 契約手続きについて

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

本業務の内容・仕様等に関する質問は、別紙様式2「質問票」に記入の上、電子メール又はファクシミリにて、下記「10 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

### (2) 受付期限

令和5年4月28日（金）午後5時まで

### (3) 回答方法

質問への回答は、その都度、質問者に回答するほか、当課ホームページに掲載する。

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/fureile00.html>

## 9 スケジュール

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 質問票及び参加申込書提出期限 | 4月28日（金）午後5時       |
| (2) 企画提案書等提出期限     | 5月9日（火）午後5時        |
| (3) 審査会開催          | 5月18日（木）午前10時～（予定） |
| (4) 審査結果通知         | 5月下旬（予定）           |
| (5) 契約締結           | 6月中旬（予定）           |
| (6) 事業実施           | 7月～3月              |
| (7) 報告書完成、事業終了     | 3月29日（金）           |

## 10 書類の提出及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県健康福祉部高齢福祉保険課 高齢者支援グループ

電話 017-734-9296（直通） FAX 017-734-8090

E-mail : [koreihoken@pref.aomori.lg.jp](mailto:koreihoken@pref.aomori.lg.jp)